

【病理専門研修カリキュラム】

新専門医制度下の病理科領域カリキュラム制(単位制)による研修制度

2019.05.24 日本病理学会策定

2020.03.13 日本専門医機構認定

2021.02.16. 日本病理学会改訂案策定

2021.06.25 日本専門医機構理事会承認

I. はじめに

1. 病理科領域の専門研修は「プログラム制」を基本とする。
2. 病理科領域の専門研修における「カリキュラム制(単位制)」は、「プログラム制」で研修を行うことが適切でない合理的な理由がある場合に対する「プログラム制」を補完する制度である。

II. カリキュラム制(単位制)による研修制度

1. 方針

- 1) 病理科領域の専門研修は「プログラム制」を基本とし、「プログラム制」で研修を行うことが適切でない合理的な理由がある場合には、「カリキュラム制(単位制)」による研修を選択できる。
- 2) 期間の延長により「プログラム制」で研修を完遂できる場合には、原則として、「プログラム制」で研修を完遂することを推奨する。
- 3) 病理科専門研修「プログラム制」を辞退(中断)した専攻医が専門研修を再開する場合には、原則として、「プログラム制」で研修を再開し完遂することを推奨する。
- 4) カリキュラム制による専攻医においても、「プログラム制」の専攻医と同様、プログラムの基幹施設において研修の管理を行う。

2. カリキュラム制(単位制)による研修制度の対象となる医師

- 1) 義務年限を有する医科大学卒業生、地域医療従事者(地域枠医師等)
- 2) 出産、育児、介護、療養等のライフイベントにより、休職・離職を選択する者
- 3) 海外・国内留学する者
- 4) 他科基本領域の専門研修を修了してから病理科領域の専門研修を開始・再開する者
- 5) 臨床研究医コースの者
- 6) その他、学会と機構が認めた合理的な理由のある場合(パワハラ等を受けた等)

※ II. 2. 1) 2) 3) の者は、期間の延長による「プログラム制」で研修を完遂することを原則とするが、期間の延長による「プログラム制」で研修を完遂することができない場合には、「カリキュラム制(単位制)」による研修を選択できる。

Ⅲ. カリキュラム制(単位制)における専門医認定の条件

1. 病理科領域のカリキュラム制(単位制)における専門医認定の条件は、以下の全てを満たしていることである。

- 1) 病理学会の定めた研修期間を満たしていること
- 2) 病理学会の定めた診療実績および臨床以外の活動実績を満たしていること
- 3) プログラム制と同一の認定試験に合格すること

Ⅳ. カリキュラム制(単位制)における研修

1. カリキュラム制(単位制)における研修施設

1) 「カリキュラム制(単位制)」における研修施設は、プログラム制における病理科領域の専門研修基幹施設（以下、基幹施設）および専門研修連携施設（以下、連携施設）とする。

2. 研修期間として認める条件

- 1) プログラム制による病理科領域の「基幹施設」または「連携施設」における研修のみを、研修期間として認める。
- 2) 研修期間として認める研修は受験申請年の 3 月 31 日時点からさかのぼって 10 年間とする。
- 3) 研修期間として認めない研修
 - ① 他科専門研修プログラムの研修期間
 - ② 初期臨床研修期間

3. 研修期間の算出

1) 基本単位

- ① 「フルタイム」で「1ヶ月間」の研修を1単位とする。

2) 「フルタイム」の定義

① 週 31 時間以上の勤務時間を職員として所属している「基幹施設」または「連携施設」での業務に従事すること。

3) 「1ヶ月間」の定義

- ① 暦日（その月の 1 日から末日）をもって「1ヶ月間」とする。

4) 非「フルタイム」勤務における研修期間の算出

	「基幹施設」または「連携施設」で職員として勤務している時間	「1ヶ月」の研修単位
フルタイム	週 31 時間以上	1 単位
非フルタイム	週 26 時間以上 31 時間未満	0.8 単位

週 21 時間以上 26 時間未満	0.6 単位
週 16 時間以上 21 時間未満	0.4 単位
週 8 時間程度	0.2 単位
週 4 時間程度	0.1 単位
週 4 時間未満	研修期間の単位認定なし

5) 職員として所属

している「基幹施設」または「連携施設」での時間外勤務における研修期間の算出

① 原則として、勤務している時間として算出しない。

(1) 診療実績としては認められる。

6) 職員として所属している「基幹施設」または「連携施設」以外での勤務における研修期間の算出

① 原則として、研修期間として算出しない。

(1) 診療実績としても認められない。

7) 産休・育休、病欠、留学等、研修を中断する場合は、その中断期間の取り扱いについて、プログラム制同様、最大6か月まで研修期間として算入する。

8) 「専従」でない期間の単位は、1/2 を乗じた単位数とする。

4. 必要とされる研修期間

1) 「基幹施設」または「連携施設」における37単位以上の研修を必要とする。

① 所属部署は問わない

2) 「基幹施設」または「連携施設」において、「専従」で、37単位以上の研修を必要とする。

3) 「基幹施設」または「連携施設」としての扱い

① 受験申請時点ではなく、専攻医が研修していた期間でのものを適応する。

5. 「専従」として認める研修形態

1) 「基幹施設」または「連携施設」における「病理部門」に所属していること。

① 「病理部門」として認める部門は、病理科領域の専門研修プログラムにおける「基幹施設」および「連携施設」の申請時に、「病理部門」として申告された部門とする。

2) 「フルタイム」で「1ヶ月間」の研修を1単位とする。

①職員として勤務している「基幹施設」または「連携施設」の「病理部門」の業務に、週31時間以上の勤務時間を従事していること。

②非「フルタイム」での研修は研修期間として算出できるが「専従」には認めない。

(1) ただし、育児・介護等の理由による短時間勤務制度の適応者の場合のみ、非「フルタイム」での研修も「専従」に認める。

i) その際における「専従」の単位数の算出は、IV. 3. 4) の非「フルタイム」勤務における研修期間の算出表に従う。

3) 初期臨床研修期間は研修期間としては認めない。

V. カリキュラム制(単位制)における必要診療実績および臨床以外の活動実績

以下の活動実績は「プログラム制」と同一とする。

- 1) 講習会の受講
- 2) CPC レポート
- 3) 人体病理学における実績、死体解剖資格（病理解剖）
- 4) みずからの執刀による病理解剖症例
- 5) みずから行った術中迅速診断症例
- 6) 研修手帳（研修目標と評価表）の修了

VI. カリキュラム制(単位制)による研修開始の流れ

1. カリキュラム制(単位制)による研修の新規登録

1) カリキュラム制(単位制)による研修の登録

① カリキュラム制(単位制)を希望する医師は、日本専門医機構の「カリキュラム制(単位制)による研修」として、新規登録する。

2) カリキュラム制(単位制)による研修の申請

① カリキュラム制(単位制)による研修を希望する医師は、「病理科専門医新規登録 カリキュラム制(単位制)による研修開始の理由書」《別添》を、学会及び日本専門医機構に申請する。

② 「病理科専門医新規登録カリキュラム制(単位制)による理由書」には、下記の項目を記載しなければならない。

(1) 「プログラム制」で研修を行うことが適切でない合理的な理由

(2) 主たる研修施設

i) 主たる研修施設は「基幹施設」もしくは「連携施設」であること。

3) カリキュラム制(単位制)による研修の許可

① 病理学会および日本専門医機構は、カリキュラム制研修を開始する理由について審査を行い、Ⅱ. 2) に記載のある理由に該当する場合は、研修を許可する。

2. 病理科専門研修「プログラム制」から病理科専門研修「カリキュラム制(単位制)」への移行登録

1) 病理科専門研修を「プログラム制」で研修を開始するも、研修期間途中において、期間の延長による「プログラム制」で研修ができない合理的な理由が発生し「カリキュラム制(単位制)」での研修に移行を希望する研修者は、病理科専門研修「プログラム制」から「カリキュラム制(単位制)」への移行登録の申請を行う。

2) 病理科専門研修「プログラム制」から「カリキュラム制(単位制)」への移行の申請

① カリキュラム制(単位制)による研修を希望する医師は、「病理科専門医制度移行登録 カリキュラム制(単位制)による研修開始の理由書」《別添》を、病理学会及び日本専門医機構に申請する。

② 「病理科専門医制度移行登録カリキュラム制(単位制)による理由書」には、下記の項目を登録しな

なければならない。

(1) 「プログラム制」で研修を完遂することができない合理的な理由

(2) 主たる研修施設

i) 主たる研修施設は「基幹施設」もしくは「連携施設」であること。

3) カリキュラム制(単位制)による研修の移行の許可

① 学会および専門医機構は、カリキュラム制研修を開始する理由について審査を行い、Ⅱ. 2)に記載のある理由に該当する場合は、研修を許可する。

② 移行登録申請者が、学会の審査で認定されなかった場合は、専門医機構に申し立てることができる。

(1) 再度、専門医機構で移行の可否について、日本専門医機構カリキュラム委員会(仮)において、審査される。

4) カリキュラム制(単位制)による研修の登録

① カリキュラム制(単位制)による研修への移行の許可を得た医師は、日本専門医機構の「カリキュラム制(単位制)による研修」として、移行登録する。

5) 「プログラム制」から「カリキュラム制(単位制)」への移行にあたっての研修期間、診療実績の取り扱い

① 「プログラム制」時の研修期間は、「カリキュラム制(単位制)」への移行後においても研修期間として認める。

② 「プログラム制」時の診療実績は、「カリキュラム制(単位制)」への移行後においても診療実績として認める。

(1) ただし「関連施設」での診療実績は、「カリキュラム制(単位制)」への移行にあたっては、診療実績として認めない。

3. 病理科以外の専門研修「プログラム制」から病理科専門研修「カリキュラム制(単位制)」への移行登録

1) 病理科以外の専門研修「プログラム制」から病理科専門研修「カリキュラム制(単位制)」への移行は認めない。

① 病理科以外の専門研修「プログラム制」の辞退者は、あらためて、病理科専門研修「プログラム制」で研修を開始するか、もしくはⅥ. 1に従い病理科専門研修「カリキュラム制(単位制)」にて、専門研修を開始する。

《別添》 「病理科専門医新規登録 カリキュラム制(単位制)による研修の理由書」および 「病理科専門医制度移行登録 カリキュラム制(単位制)による研修の理由書」

病理科専門医新規登録

カリキュラム制（単位制）による研修開始の理由書

病理学会 気付 日本専門医機構 御中

病理科研修プログラムで研修することが不可能であるため、カリキュラム制（単位制）で病理科専門医の研修を開始したく、理由書を提出します

記入日（西暦） 年 月 日

●申請者氏名（署名）

●勤務先

施設名：

科・部名：

〒：

TEL：

●プログラム制での研修ができない理由 ※理由を証明する書類を添付すること

1) 義務年限を有する医科大学卒業生、地域医療従事者（地域枠医師等）

2) 出産、育児、介護、療養等のライフイベント

3) 海外・国内留学

4) 他科基本領域の専門医を取得

5) 臨床研究医コースの者

6) その他上記に該当しない場合

●理由詳細

●他科基本領域専門研修プログラムでの研修歴について

他科基本領域専門研修プログラムに登録したことがある（はい・いいえ）

はいの場合、基本領域名（ 科）

研修状況（中途辞退 ・ 中断 ・ 修了）

主たる研修施設

上記の者が病理科カリキュラム制（単位制）での研修を開始することを承諾いたします

基幹施設名／連携施設名 _____

プログラム責任者（署名） _____ ④ _____

プログラム責任者の病理専門医番号 _____

病理科専門医新制度移行登録

病理科カリキュラム制（単位制）での研修開始の理由書

病理学会 気付 日本専門医機構 御中

病理科研修プログラムで研修することが不可能であるため、カリキュラム制（単位制）で病理科専門医の研修を移行したく、理由書を提出します

記入日（西暦） 年 月 日

●申請者氏名（署名）

●勤務先

施設名：

科・部名：

〒：

TEL：

●プログラム制での研修ができない理由 ※理由を証明する書類を添付すること

1) 義務年限を有する医科大学卒業生、地域医療従事者（地域枠医師等）

2) 出産、育児、介護、療養等のライフイベント

3) 海外・国内留学

4) 他科基本領域の専門医を取得

5) その他（パワハラ等を受けた等）

●理由詳細

●他科基本領域専門研修プログラムでの研修歴について

他科基本領域専門研修プログラムに登録したことがある（はい・いいえ）

はいの場合、基本領域名（科）

研修状況（中途辞退・中断・修了）

主たる研修施設

上記の者が病理科カリキュラム制（単位制）での研修を開始することを承諾いたします

基幹施設名／連携施設名 _____

プログラム責任者（署名） _____ (印)

プログラム責任者の病理専門医番号 _____

○取得必要単位数(128単位以上)

1) 研修期間 最低37単位(必須)

2) 講習会の受講 最低4単位(各1単位必須)

①剖検講習会

②細胞診講習会

③病理診断に関する講習会

④分子病理診断に関する講習会

(全て1回の受講で1単位とカウント:受講証1枚1単位)

3) CPC レポート 最低2単位(必須)

1 症例1単位とする(病理側として担当した症例、もしくは研修医CPCの指導症例)

4) 人体病理学についての業績 最低3単位(必須)

1編で1単位とする

①1編がしかるべき雑誌あるいは“診断病理”等に投稿発表されたものであること

②1編は筆頭であること(論文でも学会発表でも可)

5) 死体解剖資格(病理解剖) 1単位(必須)

受験申請時までに取り得していること

6) みずからの執刀による病理解剖症例 最低30単位(必須)

1症例1単位(初期臨床研修中に行った症例は含められない)

また、最大5例までは、病理学会が認めた海外での剖検症例を加えることができる。

また、最大5例までは、法医学との合同解剖症例(行政・承諾・新法解剖症例)を、剖検症例として加えることができる。

7) みずから行った術中迅速診断症例 最低50単位(必須)

1症例1単位(初期臨床研修中に行った症例は含められない)

8) 研修手帳(研修目標と評価表)の修了 1単位(必須)

すべての項目を終了して1単位